

令和 5 年第 3 回市議会（臨時会）
付議案件綴及び同説明資料綴

（その 1）

堺 市

目 次

	頁
議案第 50 号	堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例…………… 3
議案第 51 号	指定管理者の指定について…………… 5
議案第 52 号	堺市及び泉大津市におけるはしご付消防自動車の共同運用に 係る連携協約の締結に関する協議について…………… 11
議案第 53 号	市道路線の認定及び廃止について…………… 15
報告第 7 号	地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について…… 29

令和5年第3回市議会（臨時会）に次の案件を提出する。

令和5年6月21日

堺市長 永藤英機

- 議案第 50 号 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 51 号 指定管理者の指定について
- 議案第 52 号 堺市及び泉大津市におけるはしご付消防自動車の共同運用に係る連携協約の締結に関する協議について
- 議案第 53 号 市道路線の認定及び廃止について
- 報告第 7 号 地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について

堺市附属機関の設置等に関する条例の 一部を改正する条例

堺市附属機関の設置等に関する条例（平成25年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

別表の第1項の表堺市PFI事業検討委員会の項の次に次のように加える。

堺市泉北ニューデザイン推進室指定管理者候補者選定委員会	泉北ニューデザイン推進室が所管する公の施設の管理を行わせる指定管理者の候補者の選定についての審議及び審査に関する事務	5人以内	委嘱され、又は任命された日からその日が属する年度の末日まで
-----------------------------	--	------	-------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市附属機関の設置等に関する条例の 一部改正について

1 改正の趣旨

泉北ニューデザイン推進室が所管する公の施設の管理を行わせる指定管理者の候補者の選定についての審議等に関する事務を行うため、堺市泉北ニューデザイン推進室指定管理者候補者選定委員会を設置することとし、所要の改正等を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立町家歴史館山口家住宅	大阪市北区梅田3丁目3番10号	株式会社パーソナジョイナス	令和5年8月1日から 令和11年3月31日まで
堺市立町家歴史館清学院			
堺市立町家歴史館井上関右衛門家住宅			

[根拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立町家歴史館山口家住宅、堺市立町家歴史館清学院及び堺市立町家歴史館井上関右衛門家住宅の指定管理者として株式会社パーソナジョイナスを指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
株式会社 パーソナ ジョイナス	平成 10 年 10 月 28 日	労働者派遣事業法に基づき一般労働者派遣事業、施設・PR 館の受付、運営、管理業務の受託等	堺市立歴史文化にぎわいプラザ、近江八幡市立資料館等の指定管理者	公募

3 選定の理由

堺市立町家歴史館条例(平成 21 年条例第 24 号)第 23 条第 1 項の規定により公募を行い、応募のあった 3 団体について堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会において同条例第 23 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体が最も高い評価を得た。

当該団体は、本市の歴史文化資源の保存活用及び当該施設の管理運営の考え方について十分に理解し、また、利用者の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を発揮させ、効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると考えられることから、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立町家歴史館山口家住宅、堺市立町家歴史館清学院及び堺市立町家歴史館井上関右衛門家住宅の設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

①大阪市北区梅田3丁目3番10号

株式会社パソナジョイナス

②大阪府吹田市南金田2丁目12番1号

株式会社ビケンテクノ

③大阪府羽曳野市伊賀5丁目1番4号

株式会社アスウェル

(2) 選定経過

令和5年1月17日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会

(選定基準等の審議)

令和5年4月21日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会

(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 弁護士 永田 守

委員 公認会計士 下久保 清美

委員 高野山大学教授 今西 幸蔵

委員 大阪教育大学教授 碓田 智子

委員 関西大学名誉教授 藪田 貫

(4) 審査結果表

条例に定める 指定の要件	審査項目	配点	株式会社 パソナ ジョイナス	株式会社 ビケン テクノ	株式会社 アスウェル
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市立町家歴史館条例第23条第3項第1号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	32点	30点	28点	29点
(2) 事業計画を確実に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (同条例第23条第3項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	32点	30点	26点	29点
(3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (同条例第23条第3項第3号)	①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	56点	50点	45点	46点
(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (同条例第23条第3項第4号)	①休館日、開館時間の考え方 ②利用料金の考え方 ③人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ④苦情対応の考え方 ⑤非常時対策	60点	52点	51点	45点
(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 (同条例第23条第3項第5号)	①目標設定 ②目標達成の方策 ③堺の歴史文化を活かした誘客促進事業の実施計画 ④自主事業の実施計画	100点	72点	67点	70点
(6) 管理経費の縮減が図られること。	①経費削減の考え方・方法	56点	48点	29点	46点

(同条例第 23 条第 3 項第 6 号)	②収支計画 ③指定管理料の削減				
(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (同条例第 23 条第 3 項第 7 号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等 (障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント)	64 点	34 点	51 点	43 点
合計点		400 点	316 点	297 点	308 点

堺市及び泉大津市におけるはしご付消防自動車の共同運用に係る連携協約の締結に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項の規定により、堺市及び泉大津市におけるはしご付消防自動車の共同運用に係る連携協約を締結するため、次の連携協約案をもって泉大津市と協議する。

[根 拠]

地方自治法第 252 条の 2 第 3 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

堺市及び泉大津市におけるはしご付消防自動車の 共同運用に係る連携協約（案）

堺市及び泉大津市は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおりはしご付消防自動車の共同運用に係る連携協約を締結する。

（目的）

第 1 条 この連携協約は、堺市及び泉大津市が相互に連携し、消防力の向上を図るとともに効率的な行政運営を促進するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第 2 条 堺市及び泉大津市は、前条に規定する目的を達成するため、はしご付消防自動車の共同運用に係る取組について役割を分担し、連携して事務を執行するものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第 3 条 堺市及び泉大津市が相互に連携して実施する取組及び役割分担については、別表のとおりとする。

（経費負担）

第 4 条 堺市及び泉大津市が負担する額その他負担金に関して必要な事項は、堺市及び泉大津市が協議して定めるものとする。

2 前項の規定により泉大津市が負担するものとして定めた額は、泉大津市から堺市へ納付するものとし、各年度における堺市の決算の結果、泉大津市の納付した額に過不足が生じたときは、堺市及び泉大津市が協議の上、負担金の調整を行うものとする。

（連絡会議）

第 5 条 堺市及び泉大津市は、この連携協約の推進に係る連絡調整を図るため、定期的に連絡会議を開催するものとする。

（連携協約の効力）

第 6 条 この連携協約は、令和 6 年 4 月 1 日から効力を有するものとする。

（補則）

第 7 条 この連携協約に定めるもののほか、この連携協約に関し必要な事項は、堺市及び泉大津市が協議して定めるものとする。

別表（第3条関係）

取組	堺市の役割分担	泉大津市の役割分担
40メートル級はしご付消防自動車の運用に関する取組	泉大津市からの要請に基づき、堺市が中心となって40メートル級はしご付消防自動車の運用に取り組む。	堺市が有する40メートル級はしご付消防自動車の運用（車両整備及び維持管理を除く。）に連携して取り組む。

堺市及び泉大津市におけるはしご付消防自動車の共同運用に係る連携協約の締結に関する協議について

泉大津市とはしご付消防自動車（40m級）の運用等を連携・協力することにより、消防力の強化と効率的・効果的な運用が可能となることから、堺市及び泉大津市におけるはしご付消防自動車の共同運用に係る連携協約（案）に基づき、泉大津市と協議を行うものである。

市道路線の認定及び廃止について

市道路線を別紙調書のとおり認定し、及び廃止する。

[根 拠]

道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

市道路線認定調書

整理番号	路線名	起 終 点	重要な経過地	付記
ㄗ355	草尾94号線	東区草尾368番12地先 東区草尾372番地先		開発に伴う寄付
ㄗ565	丈六39号線	東区丈六332番8地先 東区丈六332番3地先		〃
ㄗ972	日置荘西216号線	東区日置荘西町7丁545番5地先 東区日置荘西町7丁689番1地先		〃
ㄗ738	鳳西99号線	西区鳳西町2丁305番8地先 西区鳳西町2丁305番10地先		〃
ㄗ599	金岡326号線	北区金岡町2187番3地先 北区金岡町2187番9地先		〃
ㄗ288	土塔213号線	中区土塔町39番21地先 中区土塔町39番15地先		都市計画法第39条による 帰属
ㄗ289	土塔214号線	中区土塔町90番9地先 中区土塔町90番5地先		〃
ㄗ356	草尾95号線	東区草尾301番12地先 東区草尾301番4地先		〃
ㄗ564	丈六38号線	東区丈六317番5地先 東区丈六322番5地先		〃
ㄗ1063	浜寺元53号線	西区浜寺元町6丁893番5地先 西区浜寺元町6丁893番1地先		〃

市道路線廃止調書

整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地	付 記
1028	家原寺2号線	西区家原寺町1丁目34番4地先 西区家原寺町1丁目29番地先		

市道認定路線図

整理番号 7355

草尾

丈六

草尾94号線

368-12

372

草尾

凡例



認定道路

市道認定路線図

整理番号 シ565

日置荘原寺町

日置荘原寺町

丈六39号線

332-8

332-3

高松団地公園

丈六

丈

凡例

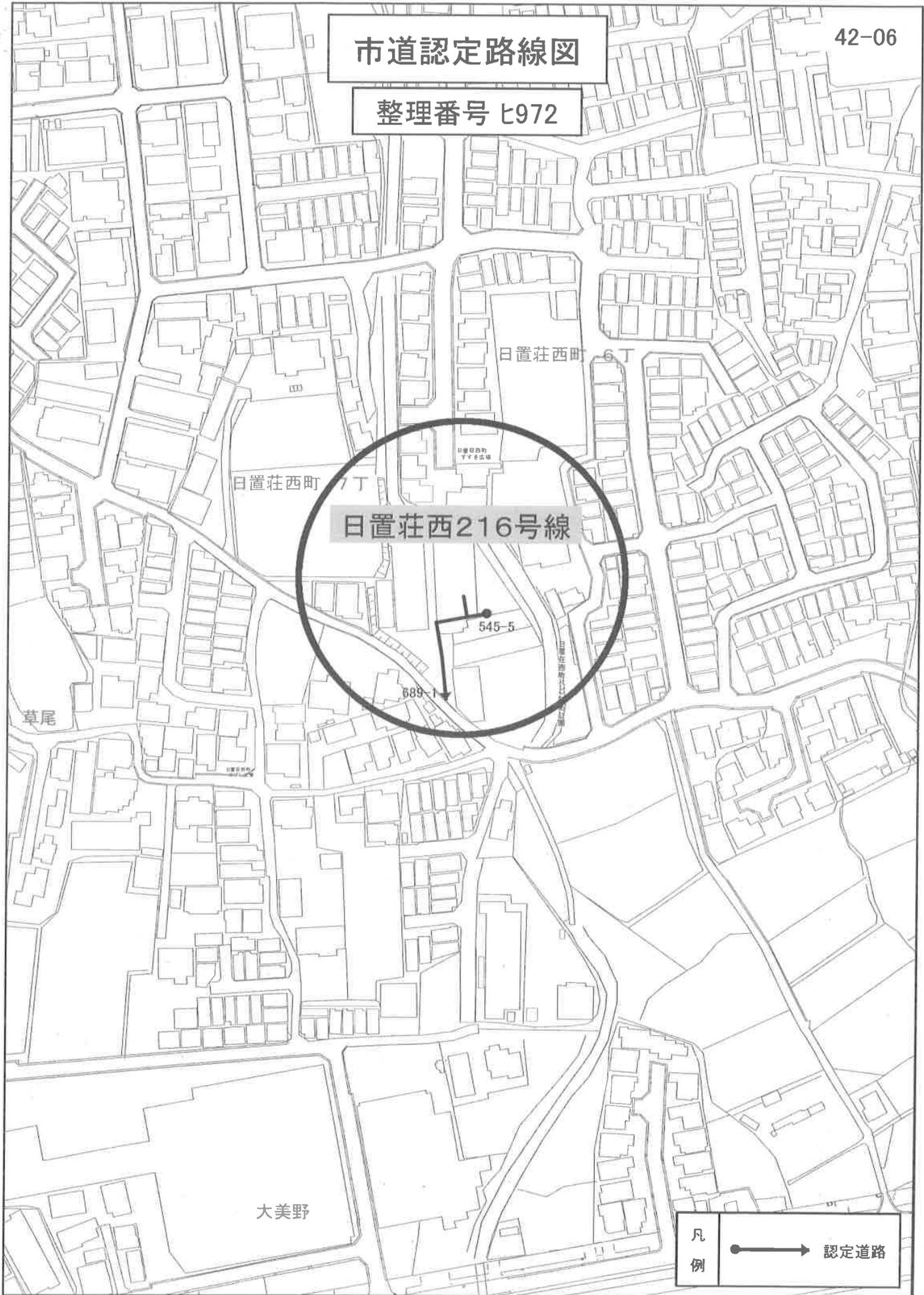


認定道路

市道認定路線図

42-06

整理番号 7972



市道認定路線図

38-24

整理番号 才738

光栄寺

鳳西99号線

305-8

305-10

鳳西町2丁

凡例



認定道路

市道認定路線図

25-15

整理番号 加599

金岡326号線

2187-3

2187-9

光照寺

金岡町

凡例



認定道路

市道認定路線図

41-09

整理番号 卜288

土塔町
東公園

土塔町

土塔213号線

39-21

39-15

土塔町
東公園
児童遊園地

おおたに
公園

凡
例

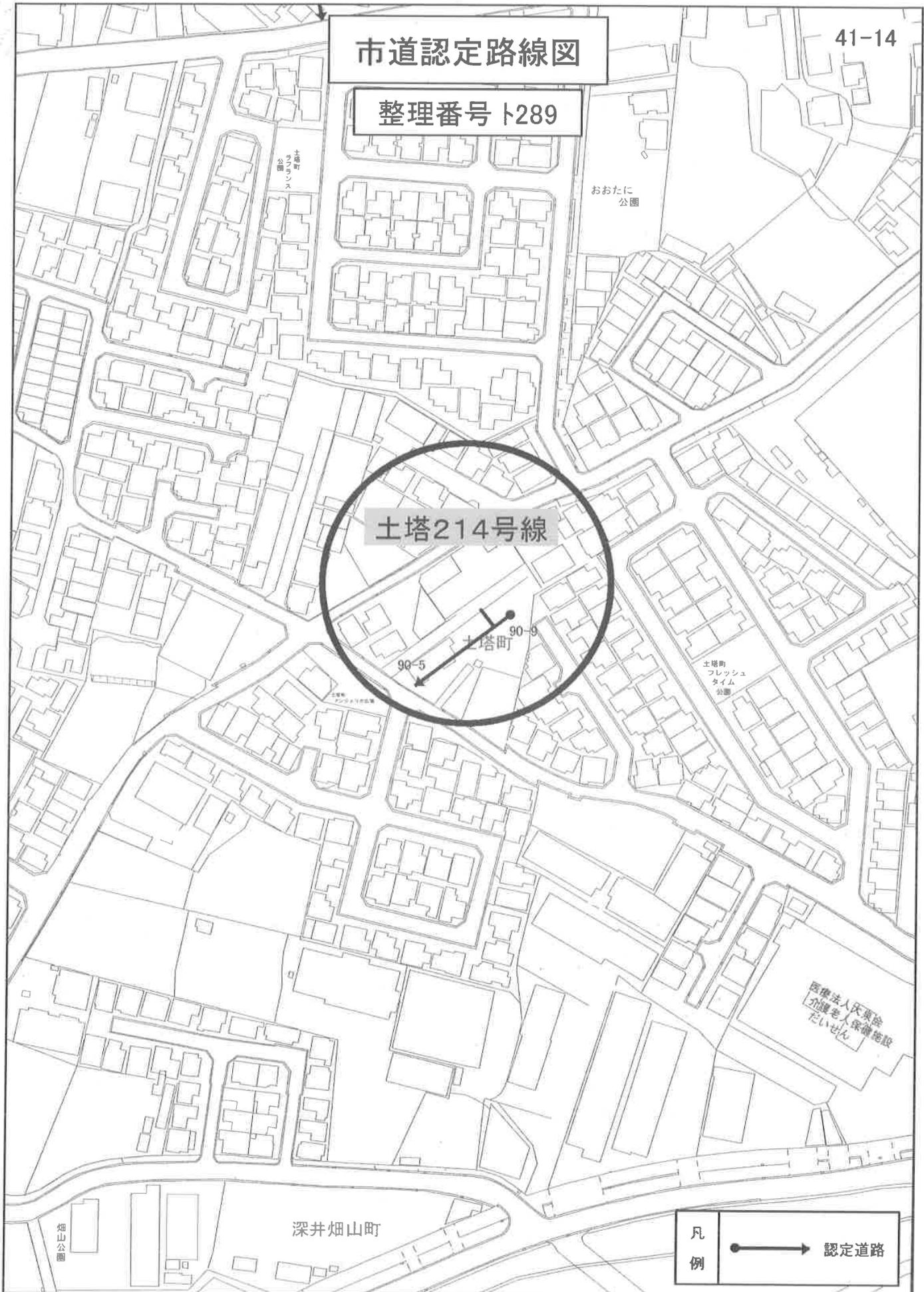


認定道路

市道認定路線図

整理番号ト289

土塔214号線



市道認定路線図

50-02

整理番号 7356

草尾

福田

中茶屋

草尾95号線

301-12

301-4

中茶屋

福田

凡
例



認定道路

市道認定路線図

整理番号 シ564

日置荘原寺町

丈六38号線

317-5

322-5

高松団地公園

丈六

高松

凡例



認定道路

市道認定路線図

31-25

整理番号 ハ1063



浜寺元53号線

浜寺 元町 6丁
893-5
893-1

浜寺 元町 6丁

鳳 中町 7丁

鳳 中町 7丁

鳳中町第一公園

凡例
→ 認定道路

市道廃止路線図

39-04

整理番号 I028

家原寺2号線

134-4

129

家原寺町 1丁

家原大池公園

凡例

←→ 廃止道路

地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分の 報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので報告する。

[根 拠]

地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき議会に報告する必要があるため。

1 市長の専決事項の指定第1項による専決処分

(土木部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
554	5.6.1	38,940	堺市北区*** *****	*****	令和4年9月5日(月)午前9時ごろ、堺市北区船堂町1丁地先において、相手方車両が対向車をかわすために左に寄せたところ、準用河川光竜寺川から張り出した樹木に接触し、車両左側を損傷したものの。

(警防部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
553	5.5.29	7,200	堺市西区*** *****	*****	令和5年2月18日(土)午後11時50分ごろ、堺市西区北条町2丁19番地先において、堺消防署旭ヶ丘出張所職員の運転する消防ポンプ自動車が、府道大阪高石線を東へ走行中、側道から本線へ合流してきた相手方車両と接触し、当該車両の右側前方を損傷させたものの。

令和5年第3回市議会（臨時会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その1）

令和5年6月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
Tel 072-233-1101
URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号
1-B2-23-0058

